

平成21年度試験 A-1

1. これから試験を始めます。
2. 問題を読み始める前に、A-2の該当欄にあなたの受験番号を記入して下さい。
3. 試験A-1は、知識に関する試験の問題で、全部で50問あります。
4. 試験問題をよく読んで、解答をA-2の各問番号の解答欄に番号（問22、問28及び問34は数字、問42は文字と数字）で記入して下さい。
（文字を記入した場合は、無効となることがあります。）
解答用紙以外の場所に記入した解答は、すべて無効です。
5. 解答時間は、2時間30分です。

あなたの受験番号

--

(問 1) 土地改良事業の参加資格者に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 区画整理の施行に係る地域内にある土地甲は、Aが所有権以外の権原に基づき耕作している農用地であるが、当該土地の区画形質を著しく変更することから、所有者Bを当該事業の参加資格者とした。
- 2 農用地造成の施行に係る地域内にある土地乙は、Cが所有する農用地以外の土地であるが、Dが所有権以外の権原に基づき使用しており、DがCの同意を得て事業主体に当該事業への参加を申し出たことから、Dを当該事業の参加資格者とした。
- 3 農業用排水施設の新設に係る地域内にある土地丙は、Eが所有している農用地であるが、当該土地をFが所有権以外の権原に基づき耕作しているため、Fを当該事業の参加資格者とした。
- 4 農業用排水施設の新設に係る地域内にある土地丁は、Gが所有している農用地でHが所有権以外の権原に基づき耕作しているが、事業の実施についてHが反対し、Gが賛成したことから、Gを当該事業の参加資格者とした。

(問 2) 土地改良事業の開始手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良事業の計画の概要の写しを公告する期間は、10日間である。
- 2 土地改良事業計画の写しを縦覧に供す期間は、20日以上相当の期間である。
- 3 土地改良事業の計画の概要等についての同意を得ることができる期間は、同意に係る土地改良事業の計画の概要等の公告の日から60日以内である。
- 4 都道府県知事が行った土地改良事業計画が適当とする決定に異議の申出が行える期間は、当該決定の公告の日の翌日から起算して15日以内である。

(問 3) 土地改良区に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、法人である。
- 2 土地改良区は、その行う土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。
- 3 土地改良区は、土地改良区の地区内にある土地につき土地改良法第3条に規定する資格を有する者を、その土地改良区の組合員とする。
- 4 土地改良区は、破産手続開始の決定を事由として解散する。

(問 4) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良区には、役員として、理事及び を置き、前者の定数は、 とし、後者の定数は、2人以上としなければならない。

また、理事の定数の少なくとも 、 の定数の少なくとも2分の1は、組合員（法人を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）でなければならない。

その選出方法は、 の定めるところにより、総会で選挙又は選任することができるが、その任期は、 で別段の期間を定めない限り、 とされている。

1 15人以上	2 5人以上
3 監事	4 顧問
5 規約	6 定款
7 3分の2	8 5分の3
9 6年	10 4年

(問 5) 土地改良区における組合員の議決権及び選挙権に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 組合員甲は、代理人をたてずに書面をもって役員選挙権を行使した。
- 2 組合員乙は、同居する扶養家族の妻を代理人として、役員選挙権を行使した。
- 3 組合員丙は、他の組合員丁の代理人として、役員選挙権を行使した。
- 4 組合員戊は、他の組合員4名の代理人として、総会の議決権を行使した。

(問 6) 土地改良区が行う土地改良事業の計画の変更等に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良事業計画の変更を行うためには、土地改良区は、総組合員の3分の2以上が出席した総会において、その議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 2 土地改良区は、その管理する土地改良施設の更新のための事業であつて、当該施設の有している機能の維持を目的とすること等一定の要件に適合するものを行おうとする場合には、事業参加資格者からの同意徴集の全部又は一部を省略できる。
- 3 土地改良事業の施行に係る地域の変更で農林水産省令で定める軽微な変更については、事業参加資格者からの同意徴集の一部を省略できるとともに都道府県知事の認可を受けずに、土地改良区の総会の議決によって土地改良事業計画を変更することができる。
- 4 土地改良区は、土地改良事業を廃止しようとする場合には、廃止する旨及び廃止の理由を公告して、その廃止に係る事業の施行地域内の組合員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(問 7) 土地改良区の経費の賦課徴収に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、新たに編入される土地があるときは、定款の定めるところにより、その土地について加入金を徴収することができる。
- 2 土地改良区は、その行う土地改良事業によって著しく利益を受ける者から、その受ける利益を限度として、その土地改良事業に要する経費の一部を徴収しなければならない。
- 3 土地改良区は、定款の定めるところにより、組合員に対して過怠金を課すことができる。
- 4 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員から現品を徴収することができる。

(問 8) 土地改良法に基づいて行う手続に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 国営土地改良事業によって利益を受ける者が、その事業の施行の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、国はその者に対する負担金に代えて、直接その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴取することができる。
- 2 都道府県営土地改良事業によって利益を受ける者が、その事業の施行の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、当該都道府県はその者に対する分担金に代えて、直接その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴取することができる。
- 3 市町村営土地改良事業によって利益を受ける者が、その事業の施行の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、当該市町村はその者に対する賦課金に代えて、直接その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴取することができる。
- 4 農業協同組合が行う土地改良事業において費用を負担する者が、その事業の施行の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員であっても、当該農業協同組合はその者の負担する費用に代えて、直接その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴取することはできない。

(問 9) 民法の基本原則及び解釈の基準に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 私権は、公共の福祉より優先される。
- 2 権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。
- 3 権利の濫用は、許されない。
- 4 民法は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

(問 10) 次の文章中、 と の空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

委任は、当事者の一方が をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。また、委任の解除は、、いつでもすることができる。

- | | |
|------------------|----------|
| 1 委任者のみが | 2 事実行為 |
| 3 委任者及び受任者のいずれもが | 4 受任者のみが |
| 5 法律行為 | 6 行政行為 |

(問 11) 民法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 義務なく他人のために事務の管理を始めた者は、いつでもその管理をやめることができる。
- 2 法律上の原因のないことを知りながら、他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。
- 3 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。
- 4 債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができる。

(問 12) 所有権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができる。
- 2 他人の動産に工作を加えて価値を増大させても、工作を加えた者がその加工物の所有権を取得することはない。
- 3 所有者のない動産は、国庫に帰属する。
- 4 所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有しても、所有権を取得することはできない。

(問 13) 親権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 親権とは、子の監護及び教育をする権利であり、子の監護及び教育をする義務ではない。
- 2 子が養子であるときは、親権は、実親及び養親が共同して行う。
- 3 親権を行う者は、善良な管理者の注意をもって、子の財産の管理権を行わなければならない。
- 4 親権を行う者は、子の財産に関する法律行為についてその子を代表する。

(問 14) 登記の申請手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、その滅失の日から1か月以内に、当該土地の滅失の登記を申請しなければならない。
- 2 土地の一部と他の部分とを分断するようにコンクリート製の壁を設けたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該壁を設けた日から1か月以内に、当該土地の分筆の登記を申請しなければならない。
- 3 土地の表題部所有者が転居によって住所を変更したときは、当該表題部所有者は、その変更の日から1か月以内に、住所の変更の登記を申請しなければならない。
- 4 登記されている土地の所有権を売買により取得した者は、その所有権の取得の日から1か月以内に、当該土地の所有権の移転の登記を申請しなければならない。

(問 15) 登記の申請をする場合において、法令上その申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている添付情報に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地目の変更の登記を申請する場合には、添付情報として、地目の変更を証する情報を添付しなければならない。
- 2 土地の表題登記を申請する場合には、添付情報として、当該土地の表題部所有者となる者が所有権を有することを証する情報を添付しなければならない。
- 3 相続を原因とする土地の所有権の移転の登記を申請する場合には、添付情報として、相続を証する戸籍謄本その他相続があったことを証する情報を添付しなければならない。
- 4 分筆の登記を申請する場合には、添付情報として、分筆後の土地の地積測量図を添付しなければならない。

(問 16) 次に掲げる土地の用途のうち、地目として登記することのできないものはどれか。

- 1 田
- 2 鉄道用地
- 3 運河用地
- 4 ゴルフ場

(問 17) 地役権に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 要役地について所有権の移転の登記を申請するときは、地役権の移転の登記をも併せて申請しなければならない。
- 2 要役地に所有権の登記がないときは、承役地に地役権の設定の登記をすることができない。
- 3 土地の一部に地役権が設定されている承役地と地役権が設定されていない土地の合筆の登記を申請する場合において、地役権設定の範囲が合筆前と異なるときは、地役権図面を添付情報として添付する必要がない。
- 4 地役権の設定の登記の申請は、まず承役地について登記の申請をし、その登記がされた後、申請情報にその登記事項証明書を添付して、要役地について登記の申請をする必要がある。

(問 18) 土地改良登記令第2条の規定による代位登記の申請に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良事業の施行地域内に属し、所在の変更の登記を要する建物について、増築による床面積の変更が登記されていないときは、土地改良事業を行う者は、その建物の表題部所有者に代わって、床面積の変更の登記を申請することができる。
- 2 土地改良事業の施行地域内の土地について表題登記のみがされているときは、土地改良事業を行う者は、その土地の表題部所有者に代わって、所有権の保存の登記を申請することができる。
- 3 土地改良事業の施行地域内の土地について表題登記のみがされており、表題部所有者について相続が開始しているときは、土地改良事業を行う者は、その表題部所有者の相続人に代わって、所有権の保存の登記を申請することができる。
- 4 埋め立てられた公有水面が、土地改良事業の施行地域内に属することが確定したときは、土地改良事業を行う者は、その所有者に代わって、公有水面埋立てを原因とする土地の表題登記を申請することができる。

(問 19) 換地処分による登記を申請する場合に登記所に提供しなければならない申請情報等の内容に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 換地処分による登記を申請する場合には、その申請情報として不動産の表示に関する事項を提供しなければならないところ、土地の所在及び地番については、従前の土地及び換地の双方について提供しなければならないが、地目及び地積については、換地について提供すれば足り、従前の土地について提供する必要はない。
- 2 従前の土地の所有者の申出又は同意によりその申出又は同意に係る土地について換地を定めないこととなった場合には、その土地について存した既登記の権利が消滅した旨を申請情報の内容とすることを要しない。
- 3 土地改良区が行う土地改良事業において、換地処分による登記を申請する場合に申請情報として提供すべき登記原因の日付は、土地改良区が換地処分をした旨を都道府県知事に届け出た日である。
- 4 換地処分において従前の数個の土地に照応して1個の換地が定められた場合において、従前の数個の土地中に所有権の登記がないものがあるときは、当該所有権の登記がない土地について所有権の登記がない旨も申請情報の内容としなければならない。

(問 20) 新戸籍の編製に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 父母の戸籍に在籍している者が外国人と婚姻した場合、新戸籍を編製する。
- 2 婚姻により筆頭者となった者が離婚後、さらに自らの氏を称する婚姻をした場合、夫婦で新戸籍を編製する。
- 3 筆頭者又はその配偶者でない者からその氏を外国人である父又は母の称している氏に変更する旨の届出があった場合、新戸籍を編製する。
- 4 婚姻によって氏を改めた者が離婚によって婚姻前の氏に復する場合、自己を筆頭者とする新戸籍の編製の申出をしたときは、新戸籍を編製する。

(問 21) 土地改良法に基づく換地処分と交換分合との比較に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 国税徴収法による差押がなされている農用地を換地計画又は交換分合計画に定めることができる。
- 2 換地計画及び交換分合計画のいずれに対しても、関係権利者は異議を申し出ることができる。
- 3 農業委員会は、換地処分を行うことはできないが、交換分合は行うことができる。
- 4 農業協同組合は、換地処分も交換分合も行うことができる。

(問 22) 次の設例の場合において、集団化率は何%か。

ただし、集団化率は小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで求めるものとする。

〔設 例〕

関係農家数	368戸
関係権利者数	530人
従前の土地の筆数	2,235筆
従前の土地の団地数	745団地
換地の筆数	991筆
換地の団地数	427団地

(問 23) 換地計画書の記載内容に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

ただし、「所有権に関する明細」をAとし、「所有権以外の使用及び収益を目的とする権利に関する明細」をBとし、「その他特別の定めをする土地の明細」をCとする。

- 1 農地法第3条に基づく賃借権が設定されている従前の土地をAとBに記載した。
- 2 特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により、地積を特に減じて換地を定めること）に係る従前の土地（所有権以外の権利の設定なし）をAのみに記載した。
- 3 農地保有合理化法人が畑として所有していた従前の土地（所有権以外の権利の設定なし）をCのみに記載した。
- 4 市町村が道路の敷地として所有していた従前の土地（所有権以外の権利の設定なし）をCのみに記載した。

(問 24) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

換地の土地の全部又は一部について、所有権及び 以外の権利又は処分の制限のある場合には、これに照応する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を して定めなければならない。

この場合において、、、又は抵当権の目的たる土地又はその部分を して換地を定める場合には、その に係る土地又はその部分は、当該権利の目的となっている従前の土地の全部又は一部の価格と の価格のものでなければならない。

- | | | |
|---------|--------|------|
| 1 賃借権 | 2 地上権 | 3 指定 |
| 4 公告 | 5 先取特権 | 6 同一 |
| 7 地役権 | 8 同等以上 | 9 質権 |
| 10 永小作権 | | |

(問 25) 次の設例において、特別換地の同意（土地改良法第53条第1項ただし書の同意）を必要とするものは次のうちどれか。

[設 例]

換地計画書中地区総計表

従前の土地の総地積（ ΣO ） 2,294,520㎡

換地の総地積（ ΣS ） 2,111,010㎡

- 1 従前の土地11,626㎡に対する換地8,557㎡
- 2 従前の土地16,589㎡に対する換地18,314㎡
- 3 従前の土地88,665㎡に対する換地70,993㎡
- 4 従前の土地62,366㎡に対する換地68,854㎡

(問 26) 創設農用地換地（土地改良法第53条の3の2第1項第1号）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 創設農用地換地は、当該換地計画に係る地域内の担い手農家も金銭の清算を行うことにより取得することができる。
- 2 創設農用地換地は、当該換地計画に係る地域の周辺における担い手農家は関係権利者の同意により無償で取得することができる。
- 3 創設農用地換地の取得者は、当該取得者本人の同意を得て当該土地改良事業の事業主体が定めることが必要である。
- 4 創設農用地換地の取得者は、当該土地のすべてについて効率的に利用し耕作又は養畜の業務を営み、その業務に必要な農作業に年間250日以上従事すると認められることが必要である。

(問 27) 共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項の規定により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 都道府県が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設の用に供される土地として定められた土地を当該土地が属する土地改良区が取得する場合は金銭清算を要しない。
- 2 都道府県が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設の用に供される土地として定められた土地を当該土地が属する市町村が取得する場合は金銭清算を要しない。
- 3 都道府県が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設の用に供される土地として定められた土地を当該土地が属する都道府県が取得する場合は金銭清算を要する。
- 4 都道府県が行う土地改良事業に係る換地計画において、当該土地改良事業によって生ずる土地改良施設以外の土地改良施設の用に供される土地として定められた土地を当該土地が属する土地改良区が取得する場合は金銭清算を要する。

(問 28) 次の設例において、農業集落排水施設の用に供される土地として共同減歩による創設換地（土地改良法第53条の3第1項）として定めることのできる当該土地の面積の上限は何㎡か。

〔設 例〕

換地区面積	873,615㎡
農業集落排水施設の用に供される土地の面積	3,100㎡
換地区内の全農家数	110戸
農業集落排水施設の全利用農家数	200戸
うち 換地区内の農家であって	
農業集落排水施設の利用予定戸数	80戸

(問 29) 特別減歩又は不換地見合いの創設換地（土地改良法第53条の3の2第1項により換地とみなされる土地）に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、農用地利用改善団体が自己所有のコンバインの保管倉庫の用途に供することを予定している土地を当該農用地利用改善団体に有償取得させる換地計画を樹立した。
- 2 特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、農事組合法人が農産物処理加工施設の用途に供することを予定している土地を当該農事組合法人に有償取得させる換地計画を樹立した。
- 3 特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、市町村が工業団地の用途に供することを予定している土地を当該市町村に有償取得させる換地計画を樹立した。
- 4 特別減歩又は不換地見合いの創設換地として、農業協同組合連合会の事務所の用に供することを予定している土地を当該農業協同組合連合会に有償取得させる換地計画を樹立した。

(問 30) 機能交換（土地改良法第54条の2第6項及び第7項の規定による国又は地方公共団体が所有する土地の消滅及び帰属）に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 地方公共団体が所有し管理している水路の敷地の一部について、抵当権の設定がある場合は、機能交換の対象とすることができない。
- 2 地方公共団体が所有し管理している廃川敷は機能交換の対象とすることができない。
- 3 地方公共団体が所有し管理している水路の敷地の一部であれば、道路として機能交換の対象とすることができる。
- 4 地方公共団体が所有し管理している公民館の敷地であれば、新たな公民館の敷地として機能交換の対象とすることができる。

(問 31) 従前の土地に抵当権が設定されている次の設例の場合、換地計画に定める当該権利の及ぶべき清算金の額として正しいものはどれか。

[設 例]

従前の土地	1,365m ²
抵当権が設定された額	1,200,000円
従前の土地の1m ² あたりの価格	880円
従前地比例地積清算方式による1m ² あたりの増加額	12円
換地	1,005m ²
換地の1m ² あたりの価格	1,010円

- 1 1,200円
- 2 17,580円
- 3 186,150円
- 4 202,530円

(問 32) 換地計画を定める土地改良区営の土地改良事業において、土地改良区が徴収し又は支払う清算金及び仮清算金に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、土地改良法上、換地計画において定める清算金の徴収を市町村に委任することができる。
- 2 土地改良区は、清算金又は仮清算金を滞納する者がある場合には、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 3 土地改良区は、換地計画に定める清算金を支払う場合において、当該土地に抵当権があるときは、当該抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申し出があった場合を除き、その清算金（当該権利の及ぶべき額として定められたものに限る。）を供託しなければならない。
- 4 土地改良区は、換地計画において定められた清算金が確定した場合、既に、徴収し、又は支払った仮清算金の額との間に差額があるときは、その差額に清算金が確定するまでの間の期間の利息を附して徴収し、又は支払わなければならない。

(問 33) 土地改良区が行う土地改良法第53条の6に規定する従前の土地の使用及び収益の停止に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 使用及び収益の停止は、換地処分を行う前において、土地改良事業の工事のため必要がある場合のみ行うことができる。
- 2 使用及び収益の停止は、従前の土地につき関係権利者に対して通知した日の翌日から、その効力を有する。
- 3 使用及び収益の停止は、換地を定めないとされる従前の土地につき行うことができるが、特別減歩（土地改良法第53条の2の2第1項の規定により、地積を特に減じて換地を定めること）が行われる従前の土地については、行うことができない。
- 4 抵当権が設定されている土地について、使用及び収益の停止を行う場合には、当該土地に係る所有者と抵当権者に通知をしなければならない。

(問 34) 土地改良法第52条第5項に基づき、土地改良区が換地計画を定めるために開催される会議（権利者会議）について、次の設例の場合に当該会議を開催するのに必要な出席者数及び議決に必要な賛成者数は最小限それぞれ何人か。

ただし、権利者会議の議長は出席者の中から1名選出するものとし、出席者はそれぞれ1つの権利に基づき出席するものとする。

[設 例]

所有者	157人
質権者	3人
地役権者	2人
地上権者	5人
抵当権者	9人
使用貸借による権利を有する者	4人
従前の土地に権利を有しないが、当該換地計画により畑の所有権を取得する者	3人

(問 35) 次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

土地改良区は、換地計画を定めるには、権利者会議（換地計画に係る土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議）の に、 に関する事業についての専門的知識及びその事業に係る実務の経験を有する者で土地改良換地士資格試験に合格した者（土地改良換地士）の意見を聴かなければならない。

当該権利者会議は、その土地改良区の が招集し、原則として会日の までに、関係権利者に当該会議の日時、場所及び目的を通知しなければならない。

土地改良換地士の意見は、当該換地計画が耕作又は養畜の業務を営む者の その他農業構造の改善に資するように定められているかどうかについての意見、当該換地計画書に記載された 及びその理由を記載した意見書によるものとする。

1 農地保有の合理化	2 事項の当否
3 議決後	4 農用地の集団化
5 議決前	6 換地委員長
7 理事	8 事項の評価
9 5日前	10 15日前

(問 36) 土地改良区が定めた換地計画の認可申請に係る都道府県知事の決定手続に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適当とする旨の決定をしようとするときは、当該換地計画に係る地域の土地改良事業の工事が完了していなければならない。
- 2 都道府県知事は、認可申請のあった換地計画について適否の決定をしようとするときは、関係市町村と協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、申請のあった換地計画について適当とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を都道府県の条例の告示と同一の方法により公告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、申請のあった換地計画について適当とする旨を決定したときは、その旨を申請をした土地改良区及び関係農業委員会に通知しなければならない。

(問 37) 土地改良区が行う換地計画の変更に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 地番の変更に伴う換地計画の変更をする場合には、都道府県知事の認可を受ける必要はない。
- 2 従前の土地の分合筆に伴う換地計画の変更をする場合には、認可申請書に係る農業委員会の同意書（期限内に同意が得られない場合は、同意が得られない事由を記載した書面）を添付する必要はない。
- 3 従前の土地について存する権利の変更に伴う換地計画の変更をする場合には、権利者会議（換地計画に係る土地につき土地改良法第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者で組織する会議）の議決を得る必要はない。
- 4 地域の名称の変更に伴う換地計画の変更をする場合には、土地改良換地士の意見を聴く必要はない。

(問 38) 換地処分の効果に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 換地が従前の土地とみなされるという換地処分の効果は、行政上又は裁判上の処分で従前の土地に専属するものについては影響を及ぼさない。
- 2 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において定められた清算金は、その公告があった日の翌日において確定する。
- 3 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において換地を定めなかった従前の土地について存する権利は、その公告のあった日限りで消滅する。
- 4 都道府県知事による換地処分に係る公告があった場合には、当該換地計画において、換地を定めた従前の土地について存する抵当権は、その公告のあった日から換地について存する抵当権とみなされる。

(問 39) 土地改良区が行う一時利用地の指定に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 土地改良区が一時利用地を指定する場合には、その一時利用地及び従前の土地に係る土地改良法第3条に規定する資格を有する者（事業参加資格者）に対して、一時利用地及び従前の土地の位置及び地積並びにその使用開始の日を通知する。
- 2 一時利用地の指定を受けた者は、一時利用地を従前の土地について有する当該権利に基づく使用及び収益と同一の条件により使用し及び収益をすることができる。
- 3 一時利用地指定は、土地改良事業計画に定める土地改良法第7条第4項の非農用地区域内に存する従前の土地について行うことができない。
- 4 一時利用地の指定により、使用し及び収益することができる者のなくなった土地については、土地改良法第113条の2第2項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る公告がある日まで土地改良区が管理することになる。

(問 40) 土地改良事業の換地計画に係る市町村の境界又は^{あざ}字の区域の変更に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 ^{あざ}字の区域を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に申請し、認可を受けなければならない。
- 2 ^{あざ}字の区域の変更は、土地改良法の規定による換地処分の公告があった日にその効力が発生する。
- 3 市町村の境界を変更しようとするときは、変更前と変更後において、それぞれの市町村の変更に係る地積は同等でなければならない。
- 4 市町村の境界を変更しようとするときは、関係市町村は各市町村の議会の議決を経て都道府県知事に当該境界変更を申請し、都道府県知事は当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

(問 41) 土地改良区が換地計画を定める土地改良事業を行う場合に、管轄登記所への届出に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 土地改良区は、その土地改良事業の工事に着手する前に必要事項を管轄登記所に届け出なければならない。
- 2 土地改良区は、その土地改良事業の工事に着手した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、当該換地計画について認可した場合には、遅滞なくその旨を管轄登記所に通知しなければならない。
- 4 都道府県知事は、当該換地処分があった旨の公告をした場合には、その旨を管轄登記所に通知しなければならない。

(問 42) 次の設例の場合において、従前の土地に対して換地を定めたときに、従前地比例地積清算方式による清算をした場合には、清算金の額は何円か。当該清算金の額を事業主体が権利者から徴収する場合には「徴収額」、事業主体が権利者に支払う場合には「支払額」と当該額の前に記載すること。また、算出後の1円未満の端数は切り捨てるものとする。

〔設 例〕

従前の土地	地積 6,050㎡、評価額 514万円
換地	地積 6,250㎡、評価額 688万円
従前の土地の総地積	81ha
換地の総地積	77ha
従前の土地の総評価額	72,414万円
換地の総評価額	89,012万円

(問 43) 換地を伴う土地改良事業の確定測量に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

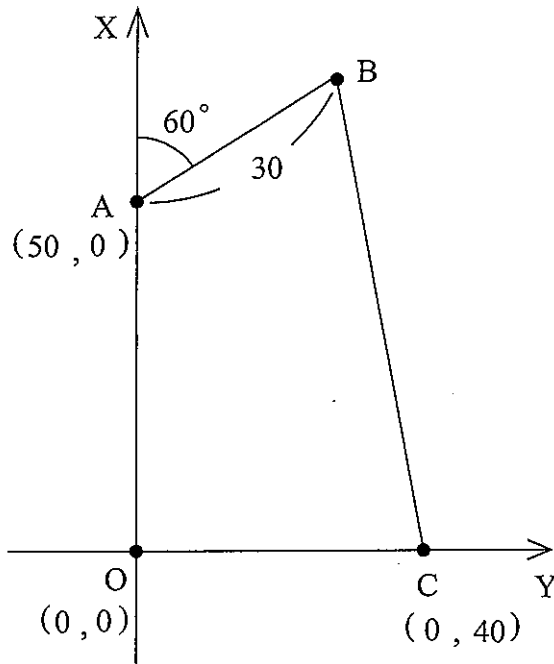
- 1 確定測量における位置の表示は、平面直角座標系（平成14年国土交通省告示第9号）に規定する世界測地系に従う直角座標により表示するものとする。
- 2 一筆地測量は、境界調査が完了した後、確測基準点測量を実施する前に筆界点の座標を定めることにより行うものとする。
- 3 地積測定は、原則として座標法または数値三斜法によるものとする。
- 4 確定測量図は、換地図等に使用する。

(問 44) トータルステーション又はGPS測量機を用いた基準点測量に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 トータルステーションによる水平角観測における水平軸誤差は、望遠鏡の正(右)・反(左)の観測値を平均しても消去できない。
- 2 トータルステーションによる距離測定においては、気温が上がると測定距離は短くなる。
- 3 複数のGPS測量機を用いて同時に観測を行う場合は、アンテナ高は測定する必要がない。
- 4 GPSアンテナは、特定の方向に向けて整置する。

(問 45) 平面上の四辺形OABCの土地について、O、A、Cの平面直角座標値及びAにおけるBの方向角が下図のように与えられているとき、四辺形OABCの土地の面積値として最も近いものを次の中から選べ。

ただし、座標値及び距離は、メートル単位とする。また、三角関数の値は下表のとおりとする。



表

$\sin 60^\circ = 0.87$
$\cos 60^\circ = 0.5$
$\tan 60^\circ = 1.73$

- 1 2,175 m^2
- 2 1,950 m^2
- 3 1,897 m^2
- 4 1,675 m^2

(問 46) 農地法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 4ヘクタールを超える採草放牧地を転用する場合には、あらかじめ、農林水産大臣の許可を得なければならない。
- 2 農地を耕作の目的に供するために無償で貸し付ける場合には、農業委員会の許可を受ける必要はなく、届出をすれば足りる。
- 3 工場跡地に盛土をして耕作の事業を始めようとする場合には、農業委員会の許可又は農業委員会への届出のいずれも要しない。
- 4 農業生産法人を設立する場合には、農業委員会の許可を受けることとされている。

(問 47) 農業振興地域の整備に関する法律に関する次の文章中、 から までの空欄に、下の枠内の字句の中から最も適当なものを選び、その番号を記入せよ。

都道府県知事の指定した一の の区域の全部又は一部がその区域内にある は、その区域内にある について 計画を定めなければならない。 計画には、農用地等として利用すべき土地の区域として が定められるが、当該区域において、土地改良法に基づく土地改良事業を行う場合には、都道府県知事の開発許可を 。

- | | |
|--------------|------------|
| 1 農用地利用 | 2 農用地区域 |
| 3 用途区分 | 4 市町村 |
| 5 農業振興地域 | 6 用途地域 |
| 7 受けなければならない | 8 受ける必要はない |
| 9 農業振興地域整備 | 10 農業委員会 |

(問 48) 農業経営基盤強化促進法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 市町村が策定する農用地利用集積計画において、農地を転用することは一切できない。
- 2 市町村が農用地利用規程を定め、これを公告することにより、その公告があった農用地利用規程の定めるところによって利用権が設定されることとなる。
- 3 市町村は、市街化調整区域においては、農用地利用集積計画を定めないとされている。
- 4 利用権設定等促進事業による場合であっても、原則として、農地を借り受けようとする者が農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められなければ、賃借権の設定を行うことはできない。

(問 49) 河川法に関する次の記述中、誤っているものはどれか。

- 1 国土交通大臣は、一級河川の指定をするときは、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。
- 2 都府県知事は、二級河川を指定しようとする場合において、当該河川が他の都府県との境界に係るものであるときは、当該他の都府県知事へ協議しなければならない。
- 3 河川管理者以外の者であっても、あらかじめ河川管理者の承認を受ければ、河川工事を行うことができる。
- 4 河川区域内において、国営土地改良事業により工作物の撤去（除却）をするときは、河川管理者の許可を要しないで撤去することができる。

(問 50) 国有財産法に関する次の記述中、正しいものはどれか。

- 1 行政財産には、国において直接公共の用に供している公共用財産と普通財産がある。
- 2 同一所管内に二以上の部局等がある場合に、一の部局等の所属に属する国有財産を他の部局等の所属に移すことを国有財産の所管換という。
- 3 行政財産とする目的で土地又は建物を取得しようとする場合、原則として財務大臣に協議しなければならない。
- 4 土地改良区において、ため池や用排水路の用に供しようとする場合であっても、普通財産を無償で貸し付けることはできない。